

北九州市循環型社会形成推進基本計画(素案)の概要

1 これまでの取組みと成果

本市では、「循環型」を基本理念とした「北九州市一般廃棄物処理基本計画」を平成13年に策定し、その後、平成16年に事業系ごみ対策を、平成18年度に家庭ごみ収集制度の見直しを行ってきた。

その結果、市民や事業者の協力のもと、市民一人一人当たりの家庭ごみ量は、平成15年比で28%削減し、リサイクル率は30%を上回っている。

2 廃棄物行政における今後の課題

(1) 総合的・先導的な廃棄物対策の推進

廃棄物の適正で効率的な処理を維持しつつ、市民環境力による3R活動などを推進し、持続可能な循環型社会づくりを進めていく必要がある。

(2) 環境産業拠点都市機能の充実と資源の循環利用の促進

資源の枯渇や温暖化などへの対応が求められており、都市全体での省資源化や省エネルギー化の推進など、多方面での取組みを進めていくことが必要である。

製造や廃棄の段階だけではなく、事業者や市民が使用する段階を含め、社会経済活動全体からの見直しもあわせて進めていく必要がある。

3 計画策定の趣旨等

(1) 計画策定の趣旨

持続可能な社会の実現に向け、従来の「循環型社会」に向けた取組みに「低炭素社会」、「自然共生社会」に向けた取組みを加え、先駆的な廃棄物行政のあり方を示す。

(2) 他の計画等との関係

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「廃棄物処理法」という)第6条で市町村に策定が義務付けられている「一般廃棄物処理計画」であり、また、北九州市環境基本条例に基づく「北九州市環境基本計画」の「部門別計画」である。

(3) 計画期間

平成23年度から平成32年度の10年間とする。

(4) 計画の対象

廃棄物処理法に基づき本市が処理責任を有する「一般廃棄物」に加え、産業都市である本市の特性を踏まえて「産業廃棄物」を含めた廃棄物全体を対象とする。

(5) 計画の位置づけ

本市の廃棄物に関する取り組みの基本的方向を示す「行政計画」であり、「市民」「事業者」「NPO」の皆さんと目標共有しつつ実現を図っていくための「指針」である。

4 計画の構成

(1) 基本理念

市民・事業者・NPO・行政など地域社会を構成する各主体が主体的・協動的に

(2) 目標

《 一般廃棄物 》

◆ 市民1人一日あたりの家庭ごみ量

平成21年度:506g ⇒ (平成27年度:495g以下) ⇒ 平成32年度:470g以下

◆ リサイクル率

平成21年度:30.4% ⇒ (平成27年度:32.5%以上) ⇒ 平成32年度:35%以上

◆ 一般廃棄物処理に伴い発生するCO₂排出量

平成21年度:122千トン-CO₂ ⇒ (平成27年度:115千トン-CO₂以下) ⇒ 平成32年度:100千トン-CO₂以下

《 産業廃棄物 》

◆ 本市の産業廃棄物の適正な処理の推進と最終処分量の削減

(3) 計画の視点

- ① 循環資源の性質に応じた規模の循環圏の形成に向け、ものづくりのまちとしての地域特性を活かした
「最適な『地域循環圏』の構築」
- ② 循環型の取組みをさらに推進し、低炭素、自然共生の取組みを加えた
「低炭素社会、自然共生社会への貢献」
- ③ 本市に蓄積するごみ処理・リサイクルの技術や人材等の基盤を活用した
「環境国際協力・ビジネスの推進」

(5) 取組みの方向性

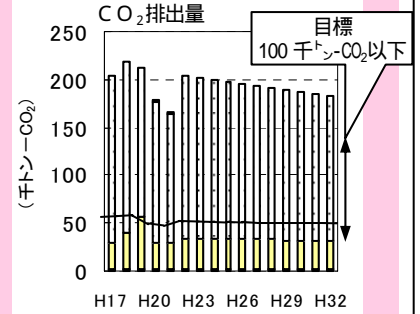
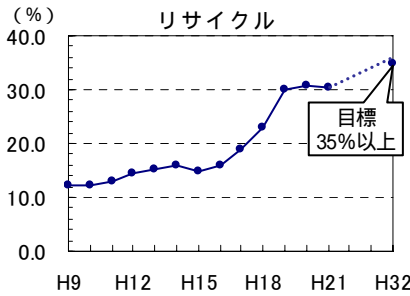
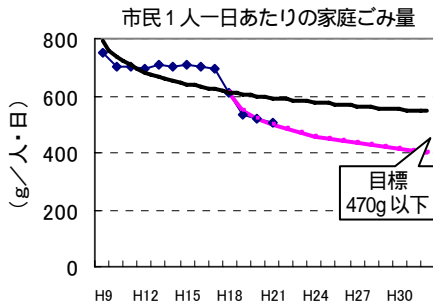
最適な『地域循環圏』の構築

- | | |
|--------------------|------------------------|
| ア 家庭ごみの減量化・資源化の推進 | エ ごみ処理の広域連携 |
| イ 事業系ごみの減量化・資源化の推進 | オ 産業廃棄物排出量の減量化・適正処理の推進 |
| ウ ごみ処理施設の今後のあり方 | |

環境国際協力・ビジネスの推進

- ア 環境産業の創出・育成・支援
- イ 環境分野における技術開発の促進
- ウ 産業の環境化

3R・適正処理に取り組むことを通じ、“持続可能な都市のモデル”を目指します。



《 生活排水 》

◆ 生活排水処理率

平成 21 年度:99.2% ⇒ (平成 27 年度:99.3%以上) ⇒ 平成 32 年度:99.4%以上

(4)関係者に期待される役割

<市民>

- ライフスタイルの見直しなどの推進
- 環境学習、環境保全活動への参加・協力

<NPO等>

- 「集団回収」等の積極的な取り組み
- 各主体の連携・協働のつなぎ手
- 環境学習、ソーシャルビジネス等の実施

<事業者>

- 事業者として社会的責任を果たす
- 情報公開等を一層推進する

<行政>

- コーディネータとして各主体の行動の促進
- 地域特性に応じた取組みの実施
- 持続可能な取組みの率先

連携
協調

低炭素社会、自然共生社会への貢献

- | | |
|-------------------------|--------------|
| ア 廃棄物処理における低炭素化・自然共生の推進 | エ 不法投棄防止対策 |
| イ 環境教育、普及啓発の充実 | オ 海岸漂着物等の処理 |
| ウ ごみ処理事業の効率化と市民サービスの向上 | カ まち美化対策の強化 |
| | キ 生活排水の適正な処理 |

- エ 環境国際協力・ビジネスの促進
- オ 事業活動における循環利用の推進
- カ 環境に配慮した消費者(グリーンコンシューマー)の育成、グリーン購入の推進

5 取組みの方向性

(1) 最適な「地域循環圏」の構築

ア 家庭ごみの減量化・資源化の推進

プラスチック製容器包装の分別を促進するため、効果的な周知等を行う。

生ごみの減量化・資源化を推進するため、リデュースの観点から「使い切り」「食べ切り」「水切り」運動を周知し、やむを得ず排出されるものは、コンポスト化のノウハウを伝える講座の開催等を通じて、地域や家庭での取組みを推進する。

古紙のリサイクルを推進するため、市民が主体的に取り組んでいる「集団資源回収」の支援や保管庫の貸与等を継続する。

新たな分別の種類については、ごみ発生量の変化やエコタウン事業をはじめとする市内のリサイクル施設の新たな整備など社会的状況に応じて柔軟に検討する。

イ 事業系ごみの減量化・資源化の推進

事業系古紙の回収を促進するため、保管庫の貸与を進めるとともに、オフィス町内会の設置を促進する。

食品製造加工卸や飲食店等の事業系生ごみについても、「使い切り」「食べ切り」「水切り」運動への協力要請などにより減量化を促進する。また、やむを得ず排出されるものは、「食品リサイクル法」に沿って発生抑制等を推進する。

廃木材と古紙をリサイクルへ誘導するため、市施設での搬入停止を徹底する。

自己搬入ごみの組成を定期的に調査し、減量・資源化に向けた方策を検討する。

ウ ごみ処理施設の今後のあり方

ごみ処理施設については、ストックマネジメント手法を導入し、財政負担を抑制しつつ処理能力等の維持・向上を図る。

廃棄物処分場については、ごみの減量化・資源化の推進等により既存施設の延命化を図るとともに、港湾計画との連携を図りつつ新たな施設整備を進める。

エ ごみ処理の広域連携

今後も「福岡県北東部地方拠点都市地域基本計画」における中核都市として、引き続き一般廃棄物の広域的な受入れを行う。

エコタウン事業等の民間リサイクル施設での受入れについては、地域循環圏を構築する観点から、積極的に推進する。

災害廃棄物の処理に関し、周辺市町村等と相互協力協定の締結を進める。

オ 産業廃棄物排出量の減量化・適正処理の推進

排出事業者に対し、産業廃棄物の3Rを啓発・指導し、排出事業者として主導的役割を果たし、分別の徹底や適正な費用負担等についても併せて指導を行う。

産業廃棄物処理業者に対し、立入検査等により監視・指導を行う。また、不適正処理に対し、文書指示や改善命令等の速やかな是正指導等を行う。

(2) 低炭素社会、自然共生社会への貢献

ア 廃棄物処理における低炭素化・自然共生の推進

廃棄物処理の低炭素化に向け、廃棄物の処理工程ごとに対策を進める

- ・収集運搬：ごみ減量に伴う機動的な回収ルートの見直し
- ・中間処理：省エネ対策やエネルギー回収量増強
- ・最終処分：重機の燃費改善や、排水処理施設の省エネ など

廃棄物処理における自然共生を進めるため、最終処分場跡地での緑地整備等を行い、また、里山再生で生じた間伐材等のバイオマス資源の利用拡大を図る。

イ 環境教育、普及啓発の充実

市民がリサイクルの効果等を実感し、自発的な取組みを促すため、リサイクルの流れや製品への利用例などをわかりやすく紹介する。

資源循環問題等、環境問題に関心が低い人に対しても、一定の興味を引き、関心を高めていくための方策を検討、実施し、市民環境力の強化を図る。

環境ミュージアムとエコタウンセンターを核にごみ処理施設等と連携した体系的・総合的な環境学習施設ネットワークを設けて、実践的な環境教育を推進する。

環境学習機会の増加や市民の環境意識の向上などを図るために実施している「北九州市環境首都検定」を継続し、市民環境力の向上につなげる。

ウ ごみ処理事業の効率化と市民サービスの向上

ごみ発生量や人口等に応じて処理体制を見直し、事業の効率化に努める。

ごみ処理経費を経営的視点で整理し、市民にわかりやすい形で毎年度公表する。

核家族化・高齢化等の進展に伴う社会的課題の変化に応じて、ごみ収集業務の進め方等の市民サービスの維持・向上を図る。

エ 不法投棄防止対策

不法投棄通報員制度、不法投棄防止監視カメラの設置、パトロールの実施などにより、引き続き不法投棄の未然防止・早期発見に努め、悪質な不法投棄に対しては、警察等と連携して厳正に対処する。

オ 海岸漂着物等の処理

海岸管理者と連携して、海岸のパトロールや漂着廃棄物の適正処理を行うとともに、市民の安全確保を図るため、市民への注意喚起を行う。

カ まち美化対策の強化

まち美化活動団体や事業者などとの連携を強め、活動支援により、地域の道路、公園、河川、海浜の清掃など、市民の自主的なまち美化活動の輪を拡大する。

キ 生活排水の適正な処理

小型合併処理浄化槽設置整備事業を引き続き推進し、浄化槽の整備を図る。

(3) 環境国際協力・ビジネスの推進

ア 環境産業の創出・育成・支援

技術開発支援や社会システムの整備を通じ、新たなリサイクル産業の創出等を進め、リサイクル産業をはじめとした環境産業の競争力の強化を図る。

イ 環境分野における技術開発の促進

学術研究都市との連携やエコタウン実証研究エリアの活用、環境未来技術開発助成事業による支援などにより、廃棄物処理・リサイクル技術、長寿命・高耐久性・小型軽量化など環境に配慮した高度な部材開発などを促進する。

ウ 産業の環境化

環境配慮製品・技術・サービスを「北九州エコプレミアム」として選定し、拡大・浸透を図り、「エコアクション21」の取得支援により、環境経営を促進する。

エ 環境国際協力・ビジネスの促進

アジアの諸都市とのネットワークを活用し、本市と事業者が保有している廃棄物処理・リサイクルの技術や人材等をパッケージ化して現地の環境改善や資源循環・低炭素化に協力することを通じ、本市経済の活性化に資する。

オ 事業活動における資源の循環利用の推進

下水汚泥の燃料化や処理水の再利用による循環利用などを一層進める。

堆肥など有機質資材の活用による土づくりなど、持続性の高い農業生産や地産地を推進するなど、環境に配慮した農林水産業を支援する。

公共工事において、コンクリート殻等の発生抑制、再資源化を推進する。

カ 環境に配慮した消費者(グリーンコンシューマー)の育成、グリーン購入の推進

環境物品の需要の拡大を図るため、環境ミュージアムやエコタウンセンターの常設展示コーナーなどで市民や事業者に広く紹介する。

6 計画の推進

(1) 計画の周知

基本計画が、市民、事業者、行政の共通の目標・指針として浸透するよう、「市政だより」や環境情報誌「かえるプレス」への掲載、パンフレットの作成・配布を行うとともに、出前講演などを通じて周知・啓発に努める。

(2) 計画の進捗及び成果の点検・評価

個別事業が計画通りに進捗しているかだけでなく、どの程度成果が上がっているのかについても点検・評価を行い、施策の改善につなげる。

点検・評価は、市民や学識経験者等の意見を聴きながら行うとともに、その結果は市民に分かりやすい形で公表する。

(3) 計画の見直し

経済社会状況や廃棄物量の変化等に的確に対応した基本計画の運用を図るため、上記の点検・評価の結果を踏まえ、適宜、基本計画の見直しを行う。

(4) 個別施策の実行に向けたスケジュール

本基本計画に基づき取り組んでいく個別施策については、今後、具体的な検討を行っていく中で、実行に向けたスケジュールを策定。

編集・発行

北九州市環境局循環社会推進部循環社会推進課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

TEL:093-582-2187

FAX:093-582-2196

E-mail:kan-junkan@city.kitakyushu.lg.jp